

桜木地区まちづくり協議会規約 (案)

前 文

桜木地区のまちづくりに当っては、先ず桜木の生い立ちを知って、それを基に未来を築いていきたいと考えました。

桜木は、掛川市史によれば、垂木村と雨櫻村が1932年(昭和7年)に合併し、桜木村が誕生しました。

当時の村の形態としては、中心地は小津根、海老田であり、そこには公的機関、警察駐在所、郵便局、小学校、消防施設、医者等がありました。なお商店として、酒屋、雑貨屋、床屋、疊屋、油屋、籠屋、鍛冶屋等で賑やかでした。村は多くの山林を所有しており裕福な村だったと伝え聞いています。

そして時代が過ぎ終戦、1954年(昭和29年)3月31日を以て廃し、旧桜木村と旧和田岡村が合併し、北小笠村となりました。その後、1956年(昭和31年)に掛川市に合併しました。現在の人口は、約12,000人と掛川市で一番を有しています。

当時のことを振り返れば、村の事は自己完結できる体制に成っていたと考えます。これから時代も、この地域のことは自分達で考え、現在の環境を保ちながら、将来ビジョンに向かっていくことを桜木まちづくり協議会が主体となって進めいく必要があると考え、この規約を作成しました。

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、桜木地区まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、桜木地域生涯学習センターに置く。

(目的)

第3条 本会は、安心安全で住みやすい将来の桜木地区に向かって、地区内住民や地区内でまちづくりを行う団体等がそれを達成するために、連携・協力して、地域課題の解決等を行うことを目的とする。

(区域)

第4条 本会の区域は、桜木地区の範囲とする。

(構成組織)

第5条 本会は、桜木地区内に居住する住民及び桜木地区においてまちづくりを行う団体等(以下団体等と言う。)を構成員とする。

(1) 本会の構成組織の詳細は、附表1 桜木地区まちづくり協議会組織図による。

(2) 団体等の詳細は、附表2 活動団体と構成員の代表者一覧表による。

- 2 本会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。
- 3 団体等は、本会への参加を希望する時は、第7条1項の常任委員会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

(事業)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 掛川市が定めている希望のまちづくりと環境整備に関するこことを本会で取上げ事業化していく。それに当っての地域課題解決を図る事業の企画、地内調整、実施等をおこなう。
- (2) まちづくり事業で既存の団体等で出来る事業は、既存の団体等でおこなう。それに当って本会は、事業企画、進捗状況、達成状況を評価し、既存団体等にフィードバックしていく。

第2章 運 営

(組織)

第7条 本会は、総会、常任委員会、企画委員会を以て組織する。

- 2 本会に事務局を置く。
- 3 本会に監事を置く。
- 4 本会に顧問を置く事ができる。

(役員の種別)

第8条 本会に次の役員を置く。

常任委員会

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 企画委員長 1人
- (5) 地区区長会 区長
- (6) 地域生涯学習センター長および事務長
- (7) 地区福祉協議会会长および企画委員長
- (8) 各団体等の代表者
- (9) 必要に応じ若干名

2 企画委員会（事務局）

- (1) 会長 1人 常任委員会会长が就く
- (2) 副会長 2人 常任委員会副会長が就く
- (3) 事務局長 1人
- (4) 企画委員長 1人
- (5) 委員（必要に応じ若干名）

3 監事 2人を置く。

4 常任委員会、企画委員会、監事の詳細は附表3役員一覧表による。

(役員の決定)

第9条 役員の選出は、常任委員会において選出し総会で承認を得る。

(役員の職務)

第10条 本会常任委員は、次の職務をおこなう。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合が生じた時、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。
 - (3) 事務局長は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
 - (4) 企画委員長は、本会の運営を企画し、活動に伴う事務を統括する。
 - (5) 地区区長会 区長は、本会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
 - (6) 地域生涯学習センター長および事務長は、本会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
 - (7) 地区福祉協議会会长および企画委員長は本会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
 - (8) 各団体等の代表者は、本会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- 2 本会企画委員は、次の職務をおこなう。
- (1) 本会の事務局を組織し、会務の具体的企画を練り常任委員会に提案する。
- 3 本会監事は、次の職務を行う。
- (1) 監事は、本会の事務内容及び会計・資産の状況を監査する。

(役員の任期)

第11条 会長、副会長、会計、監事、企画委員長の任期は、原則2年とし、再任は妨げない。但し、途中交代のある場合、前任者の残任期間とする。

(総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員の代表者で構成する。

- (1) 構成員の代表者の詳細は、附表2活動団体と構成員の代表者一覧表による。

(総会の開催)

第14条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 区民からの要請で、常任委員会が認めた場合。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する時は、会議の目的とその内容及び日時、場所を示して、開会の30日前までに文書で通知しなければならない。
- 3 前条第2項により招集する時は、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は、構成員の代表者の2分の1以上の出席（委任状含む。）を以て成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長もしくは会長が指名した者。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、出席した構成員の代表者（委任状含む。）の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決する。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画、予算、決算に関する事。
- (2) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (3) 役員の承認に関する事。
- (4) その他必要事項に関する事。

(常任委員会の招集と議長)

第20条 常任委員会は、会長が招集する。

2 会長は、常任委員会の議長となり、議事を整理審議する。

(常任委員会の審議事項)

第21条 常任委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に関する事。
- (2) 事業の承認及び経過状況の把握と是正に関する事。
- (3) 突発事項が発生したとき。
- (4) 規約の改廃に関する事。

(企画委員会の招集と議長)

第22条 企画委員会は、企画委員長が招集する。

2 企画委員長は、企画委員会の議長となり、議事を整理審議する。

(企画委員会の審議事項)

第23条 企画委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業企画に関する事。
- (2) 事業企画等を常任委員会へ報告する事項。
- (3) 事業の経過状況の把握と是正に関する事。
- (4) 事業計画に重大な動きが起きたとき。
- (5) 規約の改廃に関する事。

(事業の執行)

第24条 まちづくりに関わる事業を、企画委員会で企画し常任委員会で採用されて総会で承認された事業は、ワーキンググループを編成し執行する。

- (1) ワーキンググループ員は、住民及び団体等の中から募る。
- (2) ワーキンググループ員数は、その都度毎に決めていく。

- (3) ワーキンググループは、分野毎に編成し活動する。
 - (4) ワーキンググループの運営方法は、細則で定める。
- 2 地域環境整備に関わる事業を、企画委員会で企画し常任委員会で承認された事業は、区長会を主体として執行する。
- 3 まちづくり事業で、既存の団体等で出来る事業は、その団体等で執行する。

第3章 会 計

(経費)

- 第25条 まちづくり協議会の経費は、市交付金及びその他の収入を以て充てる。
2 まちづくり事業で既存の団体等で実施する事業は、その団体等の会計を以て充てる。

(会計年度)

- 第26条 本会の会計年度は、年度初めの4月1日から年度末の3月31日までとする。
(会計帳簿の整備)

- 第27条 本会は、会の収入および支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整理する。

- 2 区民から開示要請があった場合は、常任委員会で諮り速やかに開示する。

(監査)

- 第28条 監事は、半期毎と年度最終後に速やかに監査を実施し、その結果を総会において報告する。
2 監査の種類は、会計内容と事業内容の二種とする。

第4章 その他

(議事録及び議事録署名人)

- 第29条 総会、常任委員会の議事については、日時及び場所、出席者の状況、審議事項、議事の経過の概要、議決の結果、議事録署名人の選任に関する事項を記載した議事録を作成しなければならない。
2 議事録には、議長のほか、会議に出席した者より、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、又は記名押印しなければならない。

(書類の整備)

- 第30条 本会は、次に掲げる帳票類を備え付、これを保存しなければならない。
- (1) 本規約
 - (2) 総会資料と議事録等
 - (3) 常任委員会資料と議事録等
 - (4) 企画委員会資料と議事録等
 - (5) 会計金銭出納簿、領収書、通帳、監査議事録
 - (6) その他必要と認めるもの
 - (7) 既存の団体等で実施する事業については、その団体の規約に従う。
 - (8) 旅費交通費内規(附表4)

(保存期間)

第31条 書類の保存期限は以下の通りとする。

- (1) 本規約は、永久とする。
- (2) 第30条で定めた帳票類は、10年とする。
- (3) 既存の団体等で実施する事業については、その団体の規約に従う。

(保存方法)

第32条 基本は、書類ベースとするが、電子データでも可とする。電子データの場合は修正出来ない方法を取ること。

- 2 既存の団体等で実施する事業については、その団体の規約に従う。

(規約の改廃記録)

第33条 規約の改廃記録は、改正欄に記載する。

(委任)

第34条 この規約に定めるもののほか、必要事項は、会長が常任委員会に諮り別に定める。

(附則) この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(附表) 附表1：桜木地区まちづくり協議会組織図

附表2：活動団体と構成員の代表者一覧表による。

附表3：役員一覧表

附表4：旅費交通費内規

(細則) 1. ワーキンググループ運営方法

(改正欄) 平成29年5月12日 改正